

大瀬川活性化会議規約

(目的)

第1条 大瀬川地区民が主体となり、活力ある住みよい地域づくりを推進するため、地区コミュニティ会議を設置する。

(名称)

第2条 名称は、大瀬川活性化会議（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を大瀬川振興センター（花巻市石鳥谷町大瀬川10-45-2）内に置く。

(事業)

第4条 本会は、住みよい地域づくりを推進するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成・教育・子育てに関する事業
- (2) 地域福祉・ボランティア育成及びその活動に関する事業
- (3) 地域に身近な生活環境・自然環境の保全に関する事業
- (4) 交通安全・防火・防犯等暮らしの安全を守るための事業
- (5) 生涯学習・生涯スポーツの推進に関する事業
- (6) コミュニティだよりの発行
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門委員長 4名
- (5) 監事 3名
- (6) 参与 若干名

2 本会に、必要に応じ顧問を置くことができる。

3 顧問は、会長が委嘱する。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・事務局長・監事は、総会において選出する。
- (2) 参与は、会長が任命し、総会に報告するものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、本会の会計・庶務を担当する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し、総会にこれを報告する。
- (5) 顧問及び参与は、本会に対し指導・助言を行う。

2 役員の仕事は、2年とし再任を妨げないものとする。

3 役員に欠員が生じたときは、役員を補充することができるが、その仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会・役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じ随時開催するものとする。

2 会議の開催は、会長が招集する。

3 本会の構成員の半数以上の要請があったとき、または会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。

(総会)

第9条 総会は、各行政区から選出された代議員をもって構成するものとし、その人数は次のとおりとする。

第7区 16名 第8区 16名 第9区 12名

2 総会は、構成員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 総会には、次の案件を付議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他本会に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、本会役員と各区行政区長で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 各専門委員会が行う事業及び活動の連絡・調整
- (4) その他会長が必要と認める事項

(専門委員会)

第11条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 地域づくり推進委員会
- (2) 生涯学習・生涯スポーツ推進委員会
- (3) 地域福祉推進委員会
- (4) 「みつくら」編集委員会

2 各専門委員会の委員は、地区内の各種団体・各行政区・各自治公民館等からの推薦に基づき構成し、会長が委嘱する。

3 各専門委員会には、委員長・副委員長を置く。

4 専門委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

5 各専門委員会には必要に応じ担当制を設け、活動の効率化を図る。

6 各専門委員会は、毎年度実施する事業の企画・運営を行う。

(会計)

第12条 本会の経費は、市交付金・その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報公開)

第13条 本会の会議は、公開を原則とする。

2 地区住民は、本会の議事録または活動記録を随時閲覧することができる。

3 会長は、地区住民から異議ある旨の申し出があったときには、調査のうえ説明を行うものとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほかに必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年 4月26日から施行する。